

＜佐賀中部広域連合＞

令和6年度介護報酬改定に伴う介護予防訪問介護相当サービス費の単位数表(令和6年4月1日～同5月31日)

※水色欄は新規、赤字は変更等、灰色欄は廃止もしくは期間中の算定なし。

R6. 3. 28現在(R6. 4. 1施行予定)

1 介護予防訪問介護相当サービス費			<現行>	<改定後>
＜基本報酬＞				
イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合(1月につき)				
(1) 1週に1回程度の場合	事業対象者・要支援1・2	旧 訪問型サービス費Ⅰ	1,176単位	1,176単位
(2) 1週に2回程度の場合	事業対象者・要支援1・2	旧 訪問型サービス費Ⅱ	2,349単位	2,349単位
(3) 1週に2回を超える程度の場合	要支援2	旧 訪問型サービス費Ⅲ	3,727単位	3,727単位
＜減算＞				
注 高齢者虐待防止措置未実施減算		×99/100	—	-1/100
注 業務継続計画未策定減算 ※1		×99/100	—	-1/100
注 同一建物減算等				
(1) 事業所と同一建物等の利用者(20～49人)へのサービス提供		×90/100	-10/100	-10/100
(2) 事業所と同一建物等の利用者(50人以上)へのサービス提供		×85/100	—	-15/100
(3) 正当な理由なく事業所と同一建物等の利用者の割合が100分の90以上の場合(50人以上除く)		×88/100	—	-12/100
＜加算＞				
注 特別地域加算等				
(1) 特別地域加算		+所定単位数×15/100	+15/100	+15/100
(2) 中山間地域等における小規模事業所加算		+所定単位数×10/100	+10/100	+10/100
(3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+所定単位数×5/100	+5/100	+5/100
ロ 初回加算(1月につき)			+200単位	+200単位
ハ 生活機能向上連携加算(1月につき)				
(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)			+100単位	+100単位
(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)			+200単位	+200単位
ニ 口腔連携強化加算(1回につき、1月1回まで)				
ホ 介護職員処遇改善加算(1月につき) ※2				
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		+所定単位数(イ～ニ)×137/1000	+137/1000	+137/1000
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		+所定単位数(イ～ニ)×100/1000	+100/1000	+100/1000
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		+所定単位数(イ～ニ)×55/1000	+55/1000	+55/1000
削除 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)の90/100	+90/100	—
削除 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)の80/100	+80/100	—
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算(1月につき) ※2				
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		+所定単位数(イ～ニ)×63/1000	+63/1000	+63/1000
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		+所定単位数(イ～ニ)×42/1000	+42/1000	+42/1000
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき) ※2				
		+所定単位数(イ～ニ)×24/1000	+24/1000	+24/1000

※1 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※2 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算(ホ～ト)については、令和6年5月31日まで算定可能。(令和6年6月1日から、ホ～トを統合し以下のとおり改定予定。)

ホ 介護職員処遇改善加算(1月につき)				
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		+所定単位数(イ～ニ)×245/1000	—	+245/1000
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		+所定単位数(イ～ニ)×224/1000	—	+224/1000
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		+所定単位数(イ～ニ)×182/1000	—	+182/1000
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		+所定単位数(イ～ニ)×145/1000	—	+145/1000
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		+所定単位数(イ～ニ)×(1)～(14) ※3	—	+221/1000 ～76/1000

※3 (1) 221/1000、(2) 208/1000、(3) 200/1000、(4) 187/1000、(5) 184/1000、(6) 163/1000、(7) 163/1000、(8) 158/1000、(9) 142/1000、(10) 139/1000、(11) 121/1000、(12) 118/1000、(13) 100/1000、(14) 76/1000